郵送・代理人による猟銃等に関する事務手続きについて

次の手続きについては、郵送又は代理人により行うことができます。

１　猟銃等講習会に関する手続き
・受講申込み
・講習修了証明書の書換・再交付
２　技能講習に関する手続き
・受講申込み
・技能講習通知書の受領
・技能講習修了証明書の受領
・技能講習修了証明書・書換・再交付
３　教習資格認定に関する手続き
・教習資格認定証の受領
・教習資格認定証の書換・再交付
・猟銃用火薬類等譲受許可申請（射撃教習用）
・猟銃用火薬類等譲受許可証の受領（射撃教習用）
４　猟銃・空気銃所持許可証に関する手続き
・猟銃・空気銃所持許可証の受領（初めて猟銃等を所持する場合のみ）

注意事項

１　郵送による手続き

郵送に必要な費用は、全て申請人の負担となります。

郵送による講習修了証明書、教習資格認定証等の交付については簡易書留で行いますので、必要な額の切手を貼付した返送用封筒を警察署に郵送していただくことが必要です。

申請書等には、必要な額の長崎県収入証紙を貼付してください。

猟銃等講習会の受講申込みについては、受講を希望する講習会開催日の１週間前までに電話予約を行ってください。

２　代理人による手続き

手続きごとに専用の**委任状**（申請人が作成）を提出してください。

代理人は、運転免許証、パスポートなど身分を証明することができるものを持参してください。

代理人であっても、申請人の代わりに申請書類に追加記入したり訂正をすることはできません。

詳細につきましては、管轄警察署へお問い合わせください。

長 崎 県 警 察

様式例

委　任　状

代理人　　住所：

氏名：

生年月日：　　年　　月　　日生

電話番号：　　－　　－

私は、上記代理人に対し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）に基づく

- □　猟銃等講習会の受講の申込み（法施行規則第20条）
- □　教習資格認定証の交付（法第９条の５第２項）
- □　猟銃用火薬類等の譲受けの許可の申請及び猟銃用火薬類等譲受許可証の交付（火薬類取締法第17条第１項等）
- □　技能講習の受講の申込み（法施行規則第26条等）
- □　技能講習修了証明書の交付（法第５条の５第２項）
- □　猟銃・空気銃所持許可証の新規交付（法第７条第１項）
- □　講習修了証明書の書換え又は再交付の申請（法施行規則第22条）
- □　教習資格認定証の書換え又は再交付の申請（法施行規則第56条）
- □　技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請（法施行規則第29条）

に係る書類の｛□　提出　□　受領｝に関する一切の権限を委任します。

年　　月　　日

委任者　　住所：

氏名：

生年月日：　　年　　月　　日生

電話番号：　　－　　－